地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令

地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「地方自治法第百八十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる委員会の委員」を「地方自治法第百八十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○環境省令第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

環境大臣　望月　義夫

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十六年環境省令第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（特定廃棄物の収集又は運搬と併せて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に係る法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第四条　法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める者は、特定廃棄物の収集又は運搬と併せて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合については、国（特定廃棄物の収集又は運搬と併せて事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集又は運搬を他人に委託して行う場合に限る。）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第二十三号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条の五十二において準用する同令第七十三条第一項第二号の規定に基づき、保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額（平成十八年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月三十一日から適用する。

平成二十七年三月二十四日

金融庁長官　細溝　清史

件名中「準用する規則」を「準用する同令」に改める。

第一条第二号を次のように改める。

二　法第三条第五項第一号に掲げる保険

○政治資金適正化委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八四〇	二七、三、六	中島　新
四八四一	二七、三、六	大石　源治
四八四二	二七、三、六	和田　佑樹

○厚生労働省告示第百十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（アイダホ州、オレゴン州、カリフォルニア州、ニュージャージー州、ミシガン州及びワシントン州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アイダホ州、オレゴン州、カリフォルニア州、ニュージャージー州、ミシガン州、ミネソタ州及びワシントン州を除く。）」に、「ウズベキスタン　英国（ハンプシャー州を除く。）」に、「ノルウェー　ハンガリー」を「ノルウェー」に改める。

○農林水産省告示第六百五十四号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定により、宮城県亘理郡山元町長に代わって施行していた特定災害復旧等海岸工事を完了したので、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

(一)　工事の区域

宮城県仙台湾沿岸磯浜漁港海岸

(二)　工事の完了の日

平成二十七年三月二十四日

○農林水産省告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県高梁市玉川町玉字一ノ堀一〇の二から一〇の一一まで、一二、字平石野田ケ鼻三六四（次の図に示す部分に限る。）、字下堂谷三七六の一・三七六の二・三七六の五四から三七六の五七まで・三七六の五九・三七六の六〇・三七六の六五から三七六の六九まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、三七六の三から三七六の五三まで、三七六の五八、三七六の六一から三七六の六四まで、字上堂谷四一一の三、字金迫上九〇三の四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岡山県加賀郡吉備中央町下加茂字久西谷一二一四の一

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに高梁市役所及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字中谷三一八、三八〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字中谷三一八・三八〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）